

令和8年度太田市DX推進補助金Q&A

目次

1. Q&A.....	2
(1) 申請者について	2
(2) 補助対象事業について.....	2
(3) 申請について	3
(4) 事業の実施について	4
(5) 実績報告について	4
2. その他注意事項	5
3. 問い合わせ先.....	5

1. Q&A

(1) 申請者について

Q1-1 申請者の対象業種は何か。

A1-1 日本標準産業分類による、大分類Dー建設業、大分類Eー製造業若しくはHー運輸業・郵便業を主たる事業として営む者又は市内で製品等の開発・製造を行う者です。

Q1-2 中小企業者とは何か。

A1-2 製造業、建設業、運輸業（次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く。）については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人です。なお、個人事業主は本補助金の対象外となります。

(2) 補助対象事業について

Q2-1 補助対象事業はどのようなものか。

A2-1 市内事業所、工場、店舗（以下「事業所等」という）で行われる運営事業の課題解決や効率化を目的としてDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む事業であって、次のいずれにも該当するものとします。

- (1)市内事業所や工場での管理、使用を目的とした事業
- (2)国、県、市、民間団体、企業等からの補助を受けない事業
- (3)補助対象経費が税抜き50万円以上の事業
- (4)交付決定後に着手（契約）し令和9年2月26日までに完了する事業

Q2-2 補助対象外経費にはどのようなものがあるか。

- A2-2
- (1)補助金交付決定以前に着手（契約）したものに係る経費
 - (2)リースによる物件の取得に係る経費
 - (3)中古設備に係る経費
 - (4)既存機器の撤去除却に係る経費
 - (5)保守料やサブスクリプションによる経費
 - (6)システムのアップデートや更新に係る経費

Q2-3 パソコンの購入は補助対象となるか。

A2-3 パソコン等のハードウェアのみを対象経費とした事業は対象外です。ただし、DX化のために導入したソフトウェアやシステムを運用するための附属設備として必要なハードウェアについては対象となります。Wifi ルーターやモデムなどのインターネット環境を整備する機器については汎用性が高くシステム運用のみに制限することが困難なため対象外です。

Q2-4 クラウドサービスの利用を考えているが対象となるか。

A2-4 システム利用料やサブスクリプションによる経費は原則対象外です。

Q2-5 昨年度、同補助金を利用したが今年度も利用することができるか。

A2-5 令和8年度の受付に関しては可能です。ただし、令和9年度以降は運用が変わる可能性がございます。

(3) 申請について

Q3-1 複数企業から購入し、合算の上、申請することは可能か。

(例:ソフトウェアをA社から購入し、システム開発をB社に依頼する場合)

A3-1 可能です。合算の上、ご申請ください。なお、見積書はA社、B社それぞれ必要となります。

Q3-2 決算書はなぜ必要か。

A3-2 事業を行っていること(事業所得を得ていること)を確認するためです。

Q3-3 申請書に添付する見積書の有効期限が切れている場合でも、当該見積書は有効か。

(例:見積書に「有効期限は本書作成日より7日以内」と記載されているが、市への申請が当該日付を過ぎてしまった場合)

A3-3 令和8年4月1日以降に取得した見積書であれば有効期限が切れていた場合でも有効です。なお、申請内容について市で審査を行います。交付決定通知書の送付まで、申請後最長1ヶ月程度かかる場合がありますので、ご承知おきください。

Q3-4 国等の補助金との併用は可能か。

A3-4 同一の対象経費について、複数の補助金を利用することができません。

Q3-5 補助金は申請すれば必ず交付されますか。

A3-5 必ず交付されるものではありません。補助金事業には審査があります。審査においては、申請者としての要件を満たしているか、補助対象となる経費を申請しているか、補助金額の算出は適切であるか等を確認します。また、予算額を上回る申請がある場合、抽選により交付決定事業者を選定します。

(4) 事業の実施について

Q4-1 事業(発注、契約等)はいつから開始してよいか。

A4-1 市から交付決定通知書が送付されましたら、事業を開始してください。

Q4-2 物品の購入に伴い、クレジットカードで支払うことは可能ですか。

A4-2 基本的に現金または現金振り込みが対象となります。

Q4-3 複数見積を徴取する必要はあるか。

A4-3 複数見積を徴取したうえで、業者選定をしてください。

(5) 実績報告について

Q5-1 補助対象経費が申請時と変更になる場合どうすればよいか。

A5-1 変更等承認申請書(様式第4号)の提出が必要な場合がございます。変更後の内容で着手する前に産業ミライ推進課にご相談ください。補助対象経費が増額になった場合、補助金額は増額となりませんのでご承知おきください。補助対象経費が減額となり、税抜き50万円未満となった場合は補助金の交付決定取り消しとなります。

Q5-2 代表者が変更となった場合、どうすればよいか。

A5-2 変更等承認申請書(様式第4号)及び履歴事項全部証明書(写し)をご提出ください。

Q5-3 領収書の宛名はどうすればよいか。

A5-3 申請者と同じ法人名をご記載ください。

Q5-4 補助対象経費の支払を証明する書類の写しは何を提出すればよいか。

A5-4 領収書や振込依頼書をご提出ください。なお、インターネットバンキングで振込依頼を行った場合は、振込が完了していることが分かる書類(入出金明細等)も併せてご提出ください。

2. その他注意事項

(1) 交付申請について

- 所在地は本社所在地を記入してください。
- 業種は産業分類を確認し、自らの事業に合致するものを記載してください。
- 市税に未納があると抽選(交付決定)対象となりません。必ず未納がないか確認してください。

(2) 事業実施について

- 事業内容に変更(所在地・代表者)が生じた場合は速やかに変更等承認申請書を提出してください。

(3) 実績報告について

- 請求書、領収書に申請者の宛名・支払い方法が記載してあるか確認してください。
- 請求書・納品書又は事業完了報告書等の日付から30日以内の実績報告が必要です。30日を超えて提出された実績報告書は補助金の支払いができないことがあります。

(4) 補助金交付請求書について

- 実績報告と併せて補助金交付請求書を提出してください。
- 口座情報(カナ・金融機関名・支店名・口座番号)が正しく記載されているか確認してください。

3. 問い合わせ先

太田市役所5階 産業環境部 産業ミライ推進課 産業イノベーション係

電話:0276-47-1850

メール:s-mirai@mx.city.ota.gunma.jp